

2012年11月22日

京都府知事 山田啓二 様

**原発即時ゼロ・ストップTPP・緊急経済対策と  
2013年度京都府予算に対する申し入れ**

日本共産党京都府会議員団

団長 前窪 義由紀

## はじめに

民主党野田内閣は、財界言いなりに、公約を踏みにじり、消費税増税と社会保障改悪計画を「民自公」3党合意で強行しました。原発再稼働を強行し、原発依存を続け、さらにアメリカ言いなりにオスプレイの配備、TPP参加をすすめるなど、民主党がまさに自民党化したもとの、3党が混迷しながら暴走しています。

一方、消費税増税反対、原発なくせ、TPP参加阻止、オスプレイ配備反対など、国民の「一点共闘」が空前の規模で広がり、歴史的な高揚を見せています。

東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から1年8ヵ月が経過し、被災地では復興に向けて一步一步前向きの努力が積み重ねられていますが、依然として原発事故の収束の見通しも立たず、放射能汚染が拡大しています。

本府では、8月14日の豪雨で京都南部に大きな災害が発生しました。甚大な被害を受けた宇治市など被災地では、生活再建へ懸命の取り組みが続けられています。しかし、河川の堤防・護岸の破損箇所や土砂崩れ等も本格復旧にはまだまだ遠く、山間部の山林崩落等の二次災害の危険性などで、被災地域の皆さんは、不安を抱えたままの暮らしを余儀なくされ、復旧、生活再建への取り組み強化が、住民の切実な声になっています。

こうした中行なわれる総選挙は、古い自民党型政治からの転換が問われています。また自治体のあり方も問われており、経済や雇用が急減速する中、年末にむけた緊急的な対策と、本格的な景気対策がいまほど必要な時はありません。

本府が、消費税増税の中止、社会保障改悪反対、原発ゼロの決断、TPP参加反対などの立場に立って、府民のいのち暮らし最優先の府政を推進することを求めるものです。我が党議員団は、総選挙目前で政局が混迷する中、緊急対策とともに、2013年度予算編成にあたり、各分野の施策について要望するものです。

## 緊急対策

急激に経済・雇用情勢が悪化しています。また、原発事故を踏まえた対応や豪雨災害をはじめ、暮らしと地域、市町村を支援する緊急の対応が求められており、以下の具体化を強く求めます。

### 1、雇用の確保と安定、拡大、生活支援に向けた緊急対策について

- ①(株) ロームによる大リストラ計画への緊急対策を講じること。
- ②電気産業を中心として、大規模な人員削減計画や府北部における建設業の倒産、金属加工業と海外移転計画などが進められようとしている。深刻な雇用と関連下請け企業の動きを把握・調査し、雇用と中小企業の経営を守る対策を強化すること。また、そのための緊急対策本部を立ち上げること。
- ③企業の社会的責任を果たさせるため、正規雇用の求人拡大を求めるとともに、公務分野等での採用枠拡大など、就職希望者への支援策を緊急に講じること。
- ④年末にむけ、府内全域で住居や生活補償、雇用などのワンストップ相談・支援体制をとるなど、万全を期すこと。

### 2、緊急の円高対策・中小企業支援策について

- ①金融円滑化法の延長を国へ求めること。円滑化法の廃止を前に、すでに銀行による中小企業に対する資金引き上げ等が発生している。強引な回収等が行われないよう申し入れ、対応を求めること。
- ②「中小企業緊急あてい融資」については、対象となるすべての中小企業が活用できるよう対応をとること。
- ③金融機関に対し、借り換え時や制度融資の条件変更柔軟に対応するよう求め、変更時等の保証協会の保証料への助成制度を実施すること。各種制度融資の返済据え置き期間を、現在の2年から3年に延長すること。返済据え置き期間の要望については、金融機関や保証協会の判断だけでなく、京都府への報

告を求め、府の意見付与ができる仕組みに改め、据え置き希望者の要望に応えること。

- ④政府に対し、円高を理由とした発注打ち切りや、下請け単価たたきなど、大企業による中小企業いじめを許さないための指導監督の強化を求めること。下請け業者が矢面に立たなくても、行政が、下請け業者の申し立てを受け、責任を持って実態調査をし、問題を解決すること。また、そのための体制を庁内につくること。
- ⑤京都産業 21 の制度利用や「イノベーション」「エコ」などに限定せず、設備を導入した全ての業者を府のリース料助成の対象とするとともに、工場家賃や電気基本料金などの固定費へも直接補助するなど、中小企業への直接支援を行なうこと。
- ⑥雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金制度の3年間で300日までの支給限度を拡大し、中小企業の雇用を支えるよう府に求めること。
- ⑦政府に対し、輸出依存で円高体質の経済構造を是正するため、内需主導の政策への転換を求めるとともに、投機マネー規制と通貨安定のための国際協議を、世界に呼び掛けるよう求めること。
- ⑧関西電力の電気料金値上げは、デフレ不況に苦しむ中小企業と府民の暮らしに打撃を与えるものであり、中止を求めること。

### 3、TPPへの参加中止、消費税増税の断固中止を

- ①消費税増税は、暮らしと地域経済にいつそう深刻な影響を与えることは明らかなため、府に対し消費税増税実施の中止を求めるとともに、増税法そのものの撤回を求めること。
- ②TPPへの参加は、農林水産業に壊滅的影響を与え、食料の安定供給と食の安全を土台から破壊するとともに、医療、官公需・公共事業の発注、金融・保険、労働などで、国民の生活や安全を守れないものである。さらに、関税撤廃により企業の生産拠点の海外移転がすすみ、中小企業を支援する制度などが大きく崩されることが大問題になっている。国に対し、交渉参加を中止するよう、強力に求めること。
- ③TPPの参加による府内経済と農業に与える影響について、検証し、府民的に公表すること。

### 4、原発立地群の隣接県としての役割発揮を

- ①原発即時ゼロの政治決断と実現を府に求めるとともに、大飯原発の停止、敦賀原発3・4号機の新規建設の中止、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉、核燃料サイクルからの撤退、すべての原発の廃炉を国と電力会社に求めること。
- ②市町村の防災計画の見直しに対し、避難計画の対応など、実効ある対策がとれるよう支援するとともに、京都府地域防災計画の見直しにあたっては、30kmの範囲に限定せず、府域全体を対象とするなど、市町村との連携と協議を密にし、府の責任を果たすこと。
- ③東日本大震災の被災地から京都に避難してこられた人たちに対し、甲状腺エコーや血液検査も含む健康管理調査の速やかな実施を行なうこと。また、訪問相談体制の充実、年末・年始の見舞金支給、帰省・帰郷のための臨時的バス運行を行なうこと。
- ④地域防災計画の見直しと具体化に際し、資機材・体制の整備に市町村とも協力し万全を期すとともに、放射性ヨウ素剤の確保や医師確保をはじめ、2次被ばく医療体制を早急に整備すること。
- ⑤原発立地県並みの安全協定を早期に電力事業者と結ぶこと。
- ⑥日本海側の直下型地震・隠岐トラフ等の対策を強め、地震・津波被害想定調査を早急に実施すること。

### 5、府南部豪雨災害への対策強化・加速を

- ①弥陀次郎川など、河川の決壊、氾濫、溢水の検証をすすめ、復旧とともに、府管理の天井川や中小河川の改修・整備を大幅に前倒して進めること。くつわ池の復旧への支援を行なうこと。
- ②宇治川圏域河川整備計画など府管理の河川整備計画を再検討し、必要な見直しを行なうこと。

③今回の南部災害では、山林崩壊、土砂崩れにより間伐材・生木等が大量の土砂とともに河川に流入し、被害を大きくした。荒れている森林の整備、水田の保全などで保水力を高めること。遊水地・調整池等の配置、透水性舗装や雨水の貯留・透水施設の設置などをすすめ、洪水を河川に押しとどめる治水対策から、開発優先を改め、総合治水対策に転換すること。

## 6、防災・減災への本格的な対策を

- ①発生が予測されている東海・東南海・南海地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。
- ②迅速な災害対応をとるため、被害想定公表と周知、情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、消防救急無線のデジタル化など市町村と連携した体制を構築すること。
- ③学校、公共施設の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。耐震診断制度を交通費も含め無料化するとともに、シェルター方式の補助対象への追加など更なる制度拡充を図ること。

## 1、京都経済の主役である中小企業と雇用を守り、地域循環型経済への転換を

消費税増税は、ただでさえ落ち込んだ内需をさらに落ち込ませ、京都経済を一層悪化させることは明白です。国に対し、消費税増税の中止を求めるとともに、大企業の撤退や大規模リストラなどが相次ぎ、雇用や地域経済、中小企業に重大な影響を及ぼしているため、京都経済を支える中小企業が元気になり地域経済も雇用も守られるよう、循環型経済対策への転換を求めます。

- ①日雇い派遣・製造業への派遣労働の禁止など、労働者派遣法の抜本改正を国に求めるとともに、本府の雇用のための企業立地促進条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告協議する規定、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ②真っ先に雇用を奪われかねない障害者の雇用確保と拡大に力を尽くすとともに、中高齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みと指導を強化すること。
- ③企業誘致偏重の施策を改め、「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、府内経済と雇用を支える中小企業への振興対策を抜本的に強化すること。また、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」が真に実効あるものとなるよう伝統産業の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。また、関係者の英知を結集して、京都経済の立て直しのため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」の設置など真に実効ある振興策を確立すること。
- ④西陣織、丹後織物、京友禅の振興を図るため、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行なう対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など早急な実態調査を行なうこと。  
公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループの支援・育成を図ること。伝統産業振興のために大規模な財政支援を行なうこと。
- ⑤「北部産業技術支援センター」への技術職員の増員など抜本的な体制強化を行ない、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行なうこと。
- ⑥公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とするとともに請負企業の経営安定のため、最低制限価格を引き上げること。入札の実施にあたっては、土木事務所単位で実施するよう改善すること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行なうこと。

- ⑦府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の仕事確保を図ること。また、経済波及効果が明確で、耐震改修や太陽光パネル設置などの推進のためにも、中小建設業者の仕事確保の観点からも住宅リフォーム助成制度を創設すること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。また、印刷物等については、製造物請負にかえ、適正な入札価格となるようにすること。
- ⑧府民公募型安心・安全整備事業は、継続・拡充するとともに、市町村と連携を強化するなど、地元業者の仕事確保対策としても位置づけを発展させること。
- ⑨大型店の身勝手な出店を規制するため、小売商業調整特別措置法を活用するとともに、国に対し大店立地法の需給調整排除の条項を削除し、まちづくり三法の見直しをするよう求めること。また、商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援や「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。
- ⑩制度融資の金融機関丸投げをやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行なう仕組みに変えること。中小企業支援融資については、商工会などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興を図ること。信用保証料や金利負担の軽減を図ること。新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実を図ること。
- ⑪中小企業あんしん借換融資について、日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定を図ること。信用保険制度の改悪による責任制の導入を撤回するように国に求めること。

## 2、原発即時ゼロ・被災者支援・再生可能エネルギーの飛躍的普及を

東京電力福島第一原発事故から1年8カ月が経過しました。事故の被害は広がり続け、稼働を続ける限り核のゴミが増え、再稼働の条件もなく、国民の圧倒的多数が原発ゼロを求めています。このため、ただちに原発ゼロの日本を実現することが求められています。福井県原発群の隣接地として、京都府民の生命と財産をまもる立場から京都府の果たす役割は、全国的に見てもきわめて大きく、再生可能エネルギーの飛躍的普及のための施策や福島の復興への支援をはじめ、積極的な諸施策を求めます。

- ①京都エコエネルギー戦略会議で論議されている、メガソーラーをはじめとした大手資本中心の対策ではなく、「再生可能エネルギー基本条例」の制定など、再生可能エネルギーの飛躍的普及と地産地消、地域循環型の仕組みづくり、地域金融機関との連携など実効ある対策に乗り出すこと。
- ②再生可能エネルギーを京都府の基幹エネルギーとして位置づけること。また飛躍的な普及のため太陽光パネル発電設置目標等を見直すとともに、大幅なエネルギーシフトと省エネルギー社会実現に向けた中長期の目標と計画を持つこと。
- ③太陽光、太陽熱、風力、洋上風力、地熱、バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの普及・促進のため、専門の部署を設置し、また、市町村との情報共有、意見交換、研究・開発のための「検討会議」を設置し、市町村と協力して推進すること。
- ④発電と送配電事業の分離、電力事業者の小規模分散化、消費者の電源の選択の保障、電力に関するエネルギーや環境のルール、再生可能エネルギー優先アクセス原則など、電力事業者のあり方を検討するよう求めること。
- ⑤京都府は「地球温暖化対策推進計画」で、2011年度以降の温室効果ガス排出量について、当面の目標として

2020年度までに1990年比25%削減、中期目標として2030年度までに40%、長期的目標として2050年までに80%以上削減目標を掲げていますが、原発の稼働を前提としており、目標達成に向けた計画の見直しを行なうこと。

- ⑥化石燃料依存の発電は当面最小限にし、火力発電を高効率の天然ガス発電へと転換するなど、電力確保とCO2カットの両面から取り組むこと。
- ⑦これまでのCO2削減の多くは、リーマンショック、原油高騰による景気後退と電気排出係数の変動によるもので、今後、大規模排出事業者の大幅削減に向けた協定締結やキャップ・アンド・トレード方式の導入を早急に実施すること。
- ⑧市町村に対し積極的取り組みを援助し、温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。
- ⑨府域での温室効果ガスの削減に逆行する、年間830万トンものCO2を排出する舞鶴石炭火力発電所の1・2号機の操業停止を関電に求めること。発電所等のCO2排出は、EU等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。
- ⑩道路河川敷の緑化、屋上、壁面緑化の推進など市街地の緑化対策を強化し、ヒートアイランド化を防止すること。

### **3、医療、社会保障の崩壊をくいとめる対策を**

国による生存権保障及び社会保障制度の理念そのものを否定し、国と自治体の責任を大きく後退させる「社会保障制度改革推進法」の廃止を国へ求めるとともに、府民の命と暮らしを支える施策の抜本拡充を求め、以下、具体的に要望します。

- ①国庫負担増額なしの「国民健康保険都道府県一元化」は中止し、国民健康保険財政への国庫負担を抜本的増額するよう国へ求めるとともに、市町村への独自支援を強化すること。すべての加入者に保険証を交付するとともに、滞納者へは納付相談を丁寧に行ない、無慈悲な滞納処分を行なわないこと。無保険者の実態を把握すること。国民健康保険一部負担金減免制度を積極的に活用するよう市町村へ助言すること。保険医療機関における窓口一部負担未回収問題について、保険者の責任で徴収する仕組みを検討するよう国へ求めること。
- ②後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めるとともに、廃止後の医療制度について、高齢者や現役世代の新たな負担増とならないよう、国の財政負担を求めること。70歳から74歳の窓口負担の一割から二割への引き上げの中止、撤回を求めること。また、京都府の老人医療費助成制度を縮小する計画を撤回するとともに、70歳から74歳の医療費負担増を国が実施した場合は京都府独自制度で一割に抑えるよう拡充すること。
- ③北部地域において、脳卒中や心筋梗塞などの重篤な救急患者に適切な治療が行えるよう、三次救急救命センターを整備すること。府立与謝の海病院の独立行政法人化・医科大学の附属病院化はやめ、府立病院としての役割と機能を充実するとともに、府北部の高度医療拠点施設として整備拡充すること。脳外科医を確保し手術ができる体制を復活させるとともに、救急受け入れ体制の整備・拡充をおこなうこと。また、中丹地域医療再生計画に位置づけられた舞鶴市休日夜間急病診療所について当初の計画のとおり実現させるとともに、舞鶴市任せにせず京都府として責任を持って支援すること。
- ④医師養成数の抜本増及び医師確保のため予算増と診療報酬の改善、医師の養成確保計画の策定、不足診療科と医師不足の改善に向けた年次計画の策定を国へ求めるとともに、本府としても、地域医療確保のための医師確保計画を策定し、地域医療支援センターを活用し、オール京都の体制で医師不足地域への派遣等緊急支

援対策を講じること。北部地域について、医師不足が深刻な南山城地域等についても医師確保対策を強化すること。

- ⑤保険医療機関は民間であっても、公的財源で運営され、住民の命を守る公的な存在であるとの認識に立ち、耐震補強工事への公的支援の拡充や、南部豪雨で被害を受けた医療機関の状況把握と復旧工事や損傷した医療機器の再購入に対する公的支援を検討すること。
- ⑥初期被爆医療体制、二次被爆医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をはかること。そのための必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。事故発生時のヨウ素剤配布について早急に検討し、住民とりわけ子どもたちへのヨウ素剤投与が迅速にできる体制を構築すること。
- ⑦京都府内の看護職員4万6000人以上を目指し、院内保育・研修事業など看護職員確保対策の予算を拡充すること。厚生労働省が発出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて」の通知の主旨に従い、労働局と連携し、実態調査や必要なヒアリングを行なうとともに、看護師定着の妨げとなっている労働基準法違反・長時間労働・二交替制勤務の導入、不払い時間外労働・違法祝日直の改善を進めること。府立医科大学付属病院、府立洛南病院、府立与謝の海病院の夜勤体制の充実へ看護師を増員すること。府立医科大学付属病院の院内保育所を開設すること。民間医療機関の院内保育所への運営助成等を拡充すること。府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PTの養成確保と地域偏在解消対策を講じること。
- ⑧府立洛南病院の救急患者や認知症患者の受け入れ体制の拡充、府立与謝の海病院や公立南丹病院に精神科病床を整備するなど、精神科救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。
- ⑨総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上、とりわけ、働き盛りの世代の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、医療機関外の第三者機関としての相談窓口を府の責任で設置し、患者の立場に立った相談・支援を行なう体制を作ること。
- ⑩肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、肝炎治療費への公的支援制度の確立、障害者手帳の交付基準の改善等、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化、肝炎患者への偏見差別の解消、薬害の根絶を図るよう、国へ求めること。「患者・家族の代表も参加する「肝炎対策協議会」を設置し、患者の立場に立った施策の推進、全医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制整備、低所得者への医療費無料化などをすすめ、肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- ⑪難病患者を線引きせず、すべての難病患者を対象とし、長期にわたる治療・療養を支える医療費の助成や医療提供体制の整備など療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国へ求めるとともに、府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活させること。また、20歳を超えた先天性胆道閉鎖症患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。難病を持つ子どもたちへの支援を拡充や長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行なうこと。難病相談支援センターの充実やピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。
- ⑫脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充を図ること。
- ⑬高次脳機能障害支援について専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行なうこと。独立した高次脳機能障害支援センターを整備し、コーディネーターを正規職員として配置するなど施策推進体制の抜本的強化をはかること。生活機能回復と社会参加のための地域訓練拠点施設の整備をおこなうこと。障害者手帳取得促進をはかること。
- ⑭災害発生時においても、透析患者が透析医療施設ですみやかに透析が受け入れられるよう相談窓口の設置や透析受け入れ可能施設を把握し、体制の構築を図ること。人工透析施設が不足している現状に鑑み、府下医

療機関と連携して、整備拡充を図ること。腎移植促進事業を復活すること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。透析患者も公的な老人施設へ入所できるよう事業者へ助言指導をおこなうこと。慢性腎不全対策における協議会の設置をおこない地域における慢性腎不全対策の推進をはかること

- ⑮「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、舞鶴医療センターに産婦人科医を早急に派遣し二次周産期医療センターとしての機能を回復させるとともに、府南部地域など府内医療機関の産科医師の確保・派遣、NICU 後方病院・後方施設の整備を行なうこと。
- ⑯府立舞鶴子ども療育センターの体制強化を図り、発達障害や重度心身障害児のレスパイトやショートステイ受け入れなど機能充実をおこなうこと。当面、府立与謝の海病院が、ショートステイ、レスパイトの受け入れを行なうこと。
- ⑰「妊婦健康診査」公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国へもとめること。平成 25 年度 4 月から、母子保健法に基づく未熟児訪問指導などが京都府から各市に移譲が予定されているが、専門的で適切な支援ができるよう、職員研修や助言など支援を行なうとともに、府保健所の「乳幼児健康管理事業」は継続して実施し、低体重児等へのキメ細かな支援が必要な乳幼児に対する専門的クリニックを継続すること。
- ⑱「子宮頸がんワクチン」「ヒブワクチン」「小児肺炎球菌ワクチン」接種の定期接種かにあたり、十分な財政支援を国へ求めるとともに、京都府の独自支援を行なうこと。高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の定期接種化を国へ求めるとともに、府の独自支援をおこなうこと。
- ⑲介護保険制度について、国庫負担を 60%以上に引き上げ、国の責任で低所得者への減免措置をはじめ保険料・利用料の大幅軽減、特別養護老人ホーム入所待機者の解消等施設増設と基盤整備を図ること。訪問介護の生活援助の時間区分を見直し、軽度者などへの介護利用制限をやめること。すべての要介護者への必要な介護を提供、国庫負担による新予防給付や地域生活支援基盤の整備をすすめるよう国へ求めること。高齢者の悉皆調査を行なうこと。介護療養病床の廃止方針を撤回するよう国へ求めること。介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、いっそうの賃金・労働条件等改善へ恒久的な支援策の拡充を国へ求めること。
- ⑳第 180 国会で成立した「障害者総合支援法」は、障害のある人々が生きるために不可欠な福祉サービスを有料化するなど、さまざまな問題点を抱えた障害者自立支援法の中身をそのまま存続させるものであり、関係者から怒りの声が上がっている。障害者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」に沿う新法の制定および、障害者対策予算の抜本的増額を国へ求めること。
- ㉑障害者差別禁止条例の制定について、障害当事者の意見を幅広く聞き、十分な議論を行なって、反映させること。
- ㉒京都府聴覚障害者情報提供施設「南部聴覚言語障害センター（仮称）」や障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を山城地域にも整備すること。障害者手帖の有無にかかわらず、必要な聴覚障害児には補聴器の補助が受けられるよう、市町村への助言・支援を行なうこと。京都府立ろう学校に通う児童が居住地の学童保育、児童クラブを利用できるようにすること。盲ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減や自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
- ㉓地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行なうこと。
- ㉔福祉医療助成制度について、所得制限の強化など制度の後退をさせないこと。また母子家庭医療助成制度は父子家庭にも対象を拡大すること。重度心身障害児・者医療制度、重度障害老人健康管理事業、老人医療助成制度は継続、拡充すること。



- ②⑤生活保護基準の引き下げなど、国の生活保護制度の改悪の動きに強く反対するとともに、老齢加算の復活と夏季加算の実施を求めること。見舞金を復活し、クーラーの設置費用への支援を行なうこと。生活保護の申請権を保障し、府内の市町村の窓口で申請用紙を設置するよう指導すること。また申請を速やかに受理したうえで、保護の決定については法定期限の2週間以内に決定するよう指導すること。  
生活困窮者が安心して生活保護を受けることができるよう、府内自治体とも連携して、生活保護制度の周知に努めること。保護の辞退届けの強要や、実態を無視した就労指導は行なわないようにすること。本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適用は行なわないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し改善すること。
- ②⑥希望者の要望に応え、生活福祉資金の生業資金貸付の運用改善を図ること。また「くらしの貸付」を復活し、通年化して貸付金額も引き上げること。
- ②⑦自殺対策の強化を行なうこと。

#### 4、ふるさと再生—農林漁業支援の抜本的強化、自給率向上、食の安全の確保を

TPP（環太平洋経済連携協定）へ参加することは、日本農業のみならず、あらゆる分野や国土や地域そのものを崩壊させる極めて重大なものです。また、市町村合併による地域の疲弊に加え、鳥獣被害の深刻さ、コメ価格の低迷、山林の放置などに対し、中山間地を多く抱える京都府が、農林漁業と地域の再生に全力をあげてことを求めます。

- ①内閣府食品安全委員会プリオン専門調査会がアメリカ、カナダ等からの牛肉の輸入条件について、現行の「月齢20 カ月」以下から「30 カ月以下」への緩和を容認する答申案は、国内牛の対象も含め安全性を著しく脅かすもので、撤回するよう強く求めること。
- ②「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的計画を策定し、対策を講じること。
- ③農家が安心して米生産に励めるよう、生産費を償う価格保障と農業の多面的機能に着目した所得補償の強化で、米価 18,000 円の実現を強く政府に求めること。また、府独自にも最大限可能な価格保障、所得補償を実施すること。特裁米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家に対する所得補償制度を実施すること。すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。また、小豆・黒大豆・伝統京野菜などに積極的支援を行なうこと。
- ④主食であるコメを投機の対象とするコメの先物取引の試験上場が始まっている。先物取引は、米価を暴騰・暴落するものであり、中止を国に強く求めること。
- ⑤府の鳥獣被害対策予算をさらに増額し、防護柵や電気柵の設置補助率の大幅な引き上げ、罟・檻の設置費用、駆除後の処理費用に対する助成の引き上げ、モンキーダッグの育成に対する補助制度確立など、農林業従事者の要望に応えたきめ細かな対策を行なうこと。「営農一体型防除対策」に限定せず、実情に応じた対策を機敏に実施すること。駆除を専門とする「有害鳥獣専任捕獲班」を常設すること。「特定鳥獣保護管理計画」の見直しにあたって、シカやクマの生息数を正確に調査すること。科学的で適切な個体管理実施のため、広域振興局ごとに学者や関係者で構成する「鳥獣害対策協議会」を設置すること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。大量捕獲技術の研究、確立および普及をすすめること。捕獲した個体の処分への支援策を講じること。山林の整備等、生息環境の整備に着手し促進すること。
- ⑥クマ出没対策について、住民の安全確保のために、出没情報や警戒情報などの周知徹底をはかること。また、児童生徒の登下校時の安全確保や高齢者などの安全確保に万全を期すこと。クマ鈴などの緊急配布を行なうこと。府が責任を持って迅速に対応できるよう、直ちに麻醉銃を扱える人的配備を行なうこと。ナシ、桃、

カキやクリなど被害にあった作物の被害補償を実施すること。クマの正確な生息数調査に基づき、保護管理計画を見直すこと。

- ⑦集落営農・受託組織など地域農業を守る農家の組織化・共同化を図り、農業機械更新については法人以外にも助成するなど、積極的に支援すること。
- ⑧多様な家族経営の維持・発展を図ること。新規就農支援対策を抜本的に強化し、貸与額の引き上げ、住宅対策、期間延長などを行うこと。農家子弟に対しても必要な特別対策を講じること。農外企業が参入する場合は、「地域協定」の締結など、規制を行なうこと。農業委員会予算を拡充し活動強化を支援すること。
- ⑨都市住民に新鮮な野菜を供給する都市近郊農業を守り、振興を図ること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。城陽市特産の寺田いも・茶などアラスの優良畑作地域の工業団地化計画を撤回し、市街化区域への用途変更は行なわないこと。
- ⑩中山間地直接支払い制度の積極的活用を図ること。また、実施状況を調査し、必要な拡充、改善を政府に要求すること。さらに、いわゆる「限界集落」をはじめ存続が危ぶまれる山村集落・地域に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落存続の力をつくる担い手対策をはじめ、「命の里」再生事業が実効ある対策となるよう予算の増額、里の仕事人の増員、実施年限の延長など、抜本的に強化すること。
- ⑪「農地・水保全管理支払交付金」の運用にあたっては希望するすべての活動組織を採択し、必要な割り当てとなるよう求めること。
- ⑫飼料自給化、特に飼料用稲（WC Sだけでなく穀実利用）の実用化への支援を行なうこと。国に対して、乳価の価格引き上げを強く要望すること。家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営支援対策を強化すること。
- ⑬口蹄疫、鳥インフルエンザなどの感染症について、畜産農家への情報徹底、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑭外材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。府内産材の利用促進のため、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の「緑の交付金」については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など再生可能エネルギー事業の促進を図ること。
- ⑮育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興を図ること。栽培漁業センターへの支援を拡充すること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格安定、所得補償を国に要求するとともに、担い手対策を強化すること。また、水産加工、商品開発、流通対策、海業などへの支援を図ること。
- ⑯とり貝の稚貝の量産化をはかり、丹後とり貝ブランドの振興を推進すること。
- ⑰定置網の更新への継続的な支援で、低迷する漁業の振興を図ること。
- ⑱大型クラゲの大量発生が沿岸漁業に大きな被害を与えてきた。引き続き対策強化が強く求められており、漁網の改善、改良をはじめ予報体制を強化すること。
- ⑲「食の安全」確保と放射能汚染対策のため、食品衛生監視員の専任化・増員を図り、保健環境研究所、保健所、消費生活安全センターなどの体制強化と検査機器の充実を図ること。市町村ごとの消費者相談の専門の窓口を早急に設置できるよう支援の強化を行なうこと。
- ⑳輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- ㉑地産地消の促進を図るため、府内の学校や保育園、福祉施設、病院等で府内産米など地元産食材の活用を促進すること。そのために必要な財政支援を行なうこと。
- ㉒この間の農協合併と経営優先の運営によって、農家組合員の農協離れが加速している。農協が民主的な運営

に立ち返り、農協本来の役割をとりもどすよう、府として指導を強化すること。また、計画中の京都の農協一本化・大合併は行なわないよう指導すること。

②農家が農作物の放射能汚染について検査を要望する場合、農家が自己負担せず迅速に進められるよう、府として検査体制を強化すること。

④J A京都の不当労働行為を是正するよう厳しく指導すること。

## 5、格差と競争の教育の転換を 文化・芸術・スポーツの振興を

いじめ・自殺など子どもたちをとりまく深刻な実態に多くの府民が胸を痛め、貧困と格差が子どもたちに重大な影を落としています。また、東日本大震災をふまえ、学校が果たすさまざまな役割についても関心が高まっています。国民の運動と世論によって、公立高校の授業料無償化に続き、私立高校でも授業料無償制度が広げられたもとで、どの子にも等しくゆきとどいた教育を実現し、発達を保障するため、次の諸施策の実施を求めます。

①「京都市・乙訓地域の公立高校教育制度」の改正については、当事者や保護者を置き去りにした結論ありきのやり方をやめ、関係者との粘り強い論議の積み重ねを行なうこと。競争と学校間格差を激化させる「単独選抜制」導入や「1通学圏化」をやめ、総合選抜制を堅持・拡充すること。普通科を減らさず、「特色化」など入試制度を複雑化し、子どもを選別する方向を抜本的に見直すこと。希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の機会を等しく保障し、中学卒業生数の増加にみあう募集定員増を行ない、地域の高校を守り発展させること。定時制・通信制高校については、生徒や保護者・教職員をはじめ幅広く府民の意見を聞き、統廃合や定数削減は行なわず、南部に新設すること。養護教員の正規化、支援員の配置拡充、教育条件の改善を行なうこと。

②国に対し「30人学級」の実施を求めるとともに、全ての小・中学校の全学年ですみやかに実施し、すべての高等学校にも拡充すること。いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難に対して支援・相談などの体制をいっそう強化すること。子どもたちを競争に追い立て、「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業をやめること。競争教育に拍車をかける「学力診断テスト」を是正するとともに、全国の学校に点数で序列をつける「全国一斉学力テスト」の完全な中止を求め、テスト結果は公開しないこと。学校と教職員を、いっそう激しい管理と競争に追い立てる「学校評価制度」や「教職員評価制度」を見直すこと。

③昼間定時制としてのフレックス学園構想の具体化については、現場教職員や生徒・保護者の声をよくきいてすすめること。

④特別支援教育について、大規模校と長距離・長時間通学の解消のため、城陽市に一刻も早く養護学校を新設すること。向日が丘養護学校などの老朽校舎の抜本的改修や寄宿舎の充実を図ること。また寄宿舎整備を行なうこと。盲学校も含め特別支援学校に経験豊かな教員の適正な配置を行なうこと。高校や私立学校を含むすべての学校に特別支援コーディネーターの専任化を含む必要な教職員を配置すること。特別支援学級の存続と発展、通級指導教室の拡充を行なうこと。

⑤教職員定数の2割を占める定数内・外の臨時教員の配置を抜本的に改め、定数内の常勤講師はすみやかに正規採用し、非常勤講師も計画的に正規雇用へと改善すること。また、全ての学校に専科教員を配置し、養護教員、事務職員の複数配置、食育の充実に欠かせない栄養教諭・職員および専任の図書館司書の全校配置、スクールカウンセラーの拡充など、教職員定数・配置の抜本改善を図ること。希望する全ての学校にまなびアドバイザー（スクールソーシャルワーカー）を配置すること。

⑥公立高校授業料無償制度の「見直し」に反対し、存続を国に対しつよく求めること。義務教育費無償の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図るとともに、就・修学援助制度を拡充すること。高等学校等の保

護者負担の軽減や通学費補助の拡充、給付制奨学金も含めた各種奨学金制度の充実を図るとともに、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。

- ⑦年収 500 万円未満程度世帯まで拡充された府の私立高校授業料無償制度をいっそう拡充し、他府県私学への通学生や専修学校高等過程も対象とし、生徒への直接助成とすること。国に対し、私立高校において授業料を無償化するための予算措置を求めること。
- ⑧高すぎる大学の学費の値下げを行なうよう、国に要望するとともに、給付制の奨学金の導入を求めること。また本府としても、府内出身の大学生等に対して無利子の奨学金制度を創設すること。
- ⑨府立学校の耐震工事やバリアフリー化を期限をきって早急に府の責任ですすめること。そのためにも国に対し、国庫補助制度の拡充、木造二階建て未満の校舎なども対象にするよう求めること。市町村への支援も行なうこと。子どもたちへの科学的な防災教育（原発・放射能災害をふくむ）をすすめること。ガードレールの設置など対策の必要な個所への安全対策や日常生活の安全対策を強化し、予算措置を行なうこと。指導に携わる教職員及び学童保育所など児童福祉施設の職員増員に積極的にとりくむこと。
- ⑩同和奨学金償還対策事業は廃止すること。
- ⑪府立体育館の改修にあたっては府民が利用しやすいようにし、指導員・職員を増員すること。伏見港公園体育館など老朽化した施設についても、遅滞なく大規模な修繕・改修を実施すること。
- ⑫府立植物園を府直営で、「生きた植物の博物館」としての魅力を生かし、充実させること。
- ⑬文化・芸術、スポーツ、社会教育にかかわる府立、指定管理施設について府民が利用しやすいように安価な施設利用料・駐車料とし、南山城少年自然の家の廃止を撤回すること。府内の小中高校、子どもたちを対象にした舞台公演・鑑賞創作活動等への支援事業を抜本的に拡充させること。
- ⑭憲法を守り、教育の自由と自主性を保障すること。また、「内心の自由」を侵害し、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制を止め、侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という国の責務を果たすよう、国に求めること。
- ⑮公立大学法人について、大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動の向上を保障するため、府として大学法人への支援を財政措置も含めしっかりと行ない、さらに府立大学の老朽校舎の整備、耐震をふくめた改修を急ぐこと。府立2大学の授業料減免措置を拡充すること。

## **6、貧困から子どもを守り、豊かな未来を。子育て支援策の抜本的拡充を**

子どもの豊かな未来のために、人間らしい生活を取りもどし、貧困の解消へ向けた行政の取り組みが重要です。そのため子育て支援策と教育予算を抜本的に拡充するとともに、府が市町村とも協力して、子育て支援策を強化することが必要です。また、子どもに関わる事案に対応するため、児童相談所をはじめとした体制の強化、市町村、関係機関との連携をはじめ、総合的な支援策が求められています。よって、次の諸対策の実施を強く求めます。

- ①子育て支援医療助成制度を、通院、入院ともに、中学校卒業まで無料化すること。小学校卒業まで拡充された通院について、月3000円までの自己負担及び償還払い制度をすみやかに撤廃すること。
- ②保育を市場化する「子ども・子育て新システム」の実施を許さず、公的保育を後退させることなく、待機児童の解消、保育士等の処遇改善などを求めること。また、小規模学童保育の支援を引き続き行なうとともに大規模学童保育所の解消を支援すること。障害児を含む学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減や1人親家庭への支援の強化に努めること。本府の中高生を対象とした障害児放課後サポート事業を拡充すること。
- ③男女ともに子育てしながら働きやすい環境整備のため、有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善にむけ、

労働局と連携して、企業への指導・援助を強めること。

- ④「家庭支援総合センター」の職員体制を拡充すること。また、乙訓・南丹地域に新たに児童相談所を設置し、府内での総合的な支援体制がいつそう充実されるようにすること。被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう体制を拡充すること。府民、市町村、関係機関と協力し、児童虐待の早期発見、保護、児童虐待そのものの根絶のための施策展開を図る実効性あるネットワークを構築すること。
- ⑤「子ども発達支援センター」は、ADHD・学習障害・高機能広汎性発達障害などの障害児も含め障害児の早期発見・早期療育体制を確立するため、医師や専門スタッフを増員し、診療・療育・相談体制をいつそう拡充・強化すること。センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行なうこと。同センターの地域療育部門の拡充を図り、北部にも地域療育センターを整備すること。また、「発達障害者支援センター」の体制強化や、「圏域支援センター」の充実など対策を講じること。
- ⑥「配偶者暴力相談支援センター」の体制を強化すること。また、府北部、南部に配偶者暴力相談支援センターを設置すること。児童養護施設の増設などを行ない、緊急一時保護施設、母子生活支援を拡充すること。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。
- ⑦乳幼児から大人までの喘息やアトピー性皮膚炎、アナフィラキシーショック、化学物質過敏症などアレルギー性疾患についての府内での実態調査を行ない、府としての総合的なアレルギー性疾患についての方針を確立すること。
- ⑧保健士や栄養士、養護教諭、保育士などに対してアレルギー性疾患についての専門的な研修の充実など、積極的な人材育成を行なうこと。
- ⑨児童ポルノによる被害児者を一人もつくりたくないために、情報リテラシー教育や性教育、府民への広報啓発などに努力すること。被害児者の支援体制を強化し、人的体制も拡充すること。

## **7、安心して住み続けられる環境行政、地域づくりの実現を**

- ①産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府が策定した「産業廃棄物規制条例」に基いて、徹底立ち入り検査の実施、不法投棄のルートと関与者の解明を行い、違反者はもちろん排出者の責任による撤去を実施させ、行政による代執行など実効ある措置を取ること。
- ②城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃汚染土壌は完全に撤去させること。地下水などの水質検査を定期的に行い、その結果を公表すること。汚染物質・土壌の運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に、万全の対策を講じること。また、条例、法令の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止を図ること。
- ③ゴミの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても、市町村に対する積極的な指導援助を行なうこと。
- ④市町村の廃棄物焼却施設の老朽化の対応が急がれており、財源確保も含む支援策を講じること。
- ⑤海岸への漂着ゴミの対策を強化すること。
- ⑥アスベスト対策、ダイオキシン対策を引き続き強化すること。調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。国と事業者の責任で、ダイオキシンの発生を未然に防止するよう求めること。府は、事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は改修して再利用を図るよう指導を強めること。また、府として、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化を図ること。
- ⑦舞鶴市の日本海精錬による鉛汚染問題については、工場周辺の汚染土壌の排除を求め、定期検査を実施し、

監視体制を強化すること。

- ⑧中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充を図ること。
- ⑨「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民啓発や無秩序な開発規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。遺伝子汚染が指摘されている鴨川のオオサンショウウオの実態調査、保護対策に取り組むこと。

## 8、安全・安心を最優先する河川・砂防対策、道路、公共交通対策を

南部豪雨災害は、河川・砂防など公共事業等の在り方を改めて問いかけました。地震・風水害などから被害を限りなく減災させる治山・治水など防災対策を最優先で進めること。また、ダムや高速道路等ムダな公共事業を見直し、公共事業は、地元業者への発注を基本に、生活密着型へ切り替えることを求めます。

- ①淀川水系河川整備計画については、流域の多くの住民の安全とともに、宇治川や嵐山の景観、環境、府営水道等に大きな影響を及ぼす事業です。府は、計画の撤回を求めるとともに、天ヶ瀬ダム再開発の中止等、全面的な見直しを行なうこと。
- ②災害に強い街づくりのため、遅れている河川改修、土石流発生危険箇所や地滑り危険箇所、堤防危険箇所、急傾斜地、老朽ため池、浸水常襲地域等の改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。また、舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ③学研都市開発計画は、木津東・木津北地区の中止及び全面的な見直しをすすめ、自然が生かされたまちづくりへと転換すること。
- ④交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめる京都市内高速道路3路線は、建設の中止を求め、阪神道路株式会社から撤退すること。第2名神高速道路（大津～城陽間、八幡～高槻間）の建設中止を国に求めること。
- ⑤高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の歩行者安全対策を緊急に行なうこと。
- ⑥鉄道駅のバリアフリー化については、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（H23.3.31改正）において、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅は、平成32年度までに、全てにバリアフリー化を進めることになった。府としても鉄道事業者と協議を進め、早急な整備を進めること。JR奈良線複線化を急ぐこと。ホームに安全柵の設置等、安全対策を早急に講じること。
- ⑦「京都府住宅基本計画」を見直し、府営住宅の新規建設を行ない、府民の入居希望に応えること。エレベーターの設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化をはじめ、エレベーターの電気代及び耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替の府の費用負担などの入居者の声にしっかりと応えるものとする。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。
- ⑧市町村と連携し、過疎地域をふくめ通院・通学などの「生活の足」の確保、地域住民の「交通権」を保障するための財政的支援の拡充を国に求めるとともに、府としての財政面もふくめた支援強化を図り、路線バス、コミュニティバス路線の確保など、生活関連交通機関の整備・充実を図ること。公共交通のあり方の協議は住民参加で進め、地域公共交通会議をすべての自治体に設置すること。
- ⑨マンション管理適正化法の趣旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行なうこと。また、温暖化対策に取り組むマンションを支援すること。

- ⑩キリンビール跡地の開発については、90メートルもの高層ビル建設や大型商業施設の出店など、地域社会や環境を壊すような計画は中止するよう求めること。また、当初計画の進捗について、住民への情報提供、住民説明を徹底させること。
- ⑪世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全を図ること。景観法の積極的活用を図り、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- ⑫府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の活用を進めること。
- ⑬住宅改修助成制度を導入し、民間住宅の耐震化や長寿命化などによる社会資源・社会資本としての住宅ストックの強化を図ること。小規模工事希望者登録制度の実施で中小零細企業への発注を促進すること。
- ⑭府民公募型安心・安全整備事業は、継続・拡充するとともに、単年度工事だけでなく複数年にまたがる工事も対象とし、市町村と連携を強化するなど、地元業者の仕事確保へ向け、発展させること。
- ⑮アスベスト対策を府としても強化すること。京都でもアスベスト訴訟がすすむ中、被災者へのしっかりとした国の補償はもちろんだが、解体現場などでの新たな被害を生み出さないためにも、大気汚染防止法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則など関係法規厳守の監督強化を府としても行なうこと。

## 9、府政運営、京都地方税機構・関西広域連合について

山田知事は全国知事会長に就任し、「地域主権」改革を積極的に進め、「国出先機関の丸ごと移管」「首都機能バックアップ機能」など、関西広域連合で具体化をすすめてきました。これは、住民自治と自治体の役割を壊す道州制に道を開くもので、これまで自公政権が続けてきた新自由主義的な「構造改革」路線を新たな装いで進めるものです。

京都府のみならず、関西全体を憲法や地方自治そのものを歪めるこうした動きは市町村との矛盾と亀裂を生んでおり、いまこそ、自治体本来の役割を果たす立場から、以下の具体化を求めます。

### 1、関西広域連合について

- ①関西財界の意向に沿った大阪中心の大型開発やカジノ導入の検討など、設立当初の事業分野にも府民の利益にも反する事業拡大をやめること。
- ②国出先機関の移管は、国の責任と役割を後退させるものであり、移管を求める業務は取りやめること。プロジェクトチームにかかる人件費などに負担金を支出しないこと。

### 2、京都地方税機構について

- ①京都地方税機構に対し、違法な徴収・滞納整理は中止し、納税者の実情を調査して『納税緩和措置』を活用するよう求めること。
- ②府や市町村の課税自主権を事実上はく奪する法人関係税などの「事務移管」は中止・撤回すること。

### 3、府政運営について

- ①この間1500名以上の職員削減が進められ、府民サービスは大きく後退した。これ以上の職員削減を止め、とりわけ、農林水産業支援、土木事務所の技術職の増員など府民の命や財産を守る現場業務の抜本的拡充へ体制を強化すること。土木事務所の再配置など広域振興局のあり方の再検討をすすめること。
- ②異常な超勤の抜本的改善、メンタルヘルス対策の強化を進めること。府が雇用している非正規労働者の給与と労働条件を改善し、官製ワーキングプアを生み出さないこと。

- ③「地域主権改革一括法」による 市町村への権限移譲にあたっては、市町村の現状を把握し、必要な支援を行なうこと。
- ④「指定管理者の見直し」にあたっては、効率やコストだけを選択基準にするのではなく、施設の設置趣旨が生かされる選択を行い、労働条件の改善をすすめること。また、必要に応じ府直営に戻すことも検討すること。

## 10、憲法を守りくらしに生かす、平和な京都と日本を

「核兵器のない世界」をめざす運動は、2010年のNPT再検討会議で「核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍縮撤廃」に関する「共同計画に取りくむ」ことで合意して以降、非同盟諸国の運動や世界の核兵器廃絶の運動が広がっています。この中で世界から日本国憲法の先見性が注目されています。

しかし、一方で、日米軍事同盟の体制は、日米安保条約の枠組みさえ超えた、地球規模の「日米同盟」への侵略的変質を強め、危険な事態が進展しています。

5月1日の日米首脳会談でかわされた「日米共同声明」では、米軍と自衛隊が、地球規模で、海外に打って出て、共同の軍事行動を行なうこと、グアムとテニアンに、日米が共同使用する「訓練場」を建設し、共同訓練を行い、「多様な緊急事態に日米同盟が対応する能力をさらに高める」と「共同声明」で明記していることはきわめて重大です。

それは、「集団的自衛権」の行使にむけた重大な一歩を踏み出すものであり、日米安保条約は、憲法9条といよいよ両立しえなくなっています。日米両国政府は、沖縄県民の総意に逆らって、普天間基地の「辺野古移設」に固執する一方で、普天間基地を改修し、垂直離着陸機オスプレイを配備するなど、固定化の動きも起こっています。

こうした新しい危険な流れの中で、京都府は、府政運営の基本に憲法をしっかりと据えることが求められており、次の諸施策を行なうよう求めるものです。

- ①「武器輸出三原則」の見直しを許さず、核密約の徹底究明、「非核三原則」の厳守と「核抑止力」論からの脱却を国に求めるとともに、非核京都府宣言を行い、核兵器廃絶を世界に発信すること。
- ②災害時緊急対応等を名目にした舞鶴西港、舞鶴国際ふ頭での自衛隊艦船の活動など、軍事的利用拡大は認めず、舞鶴港を平和の港として発展させること。米艦船等の舞鶴入港にあたっては、非核証明書の提出を求めること。
- ③周辺住民に不安を与える自衛隊の空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。
- ④オスプレイの危険は、低空飛行訓練が予定されている本土の七つの訓練ルートなど日本全土に及び、さらに京都府にとっても、ドクターヘリの飛行区域に大きな影響を与えます。普天間基地へのオスプレイ配備の撤回、全国での無法な低空飛行訓練の中止を国に求めること。
- ⑤国民の基本的な人権、報道の自由及び医療機関や自治体労働者などの権利を侵害し、国民を罰則付きで戦争に強制動員する武力攻撃事態法などの「有事法制」及び国民保護法の廃止を国に強く求めること。
- ⑥「憲法違反」のアメリカの戦争支援は直ちに中止するよう政府に求めること。また、テロを根絶するため、全世界がテロを犯罪として取り締まるとともに、テロの土壌となっている貧困、飢餓、教育などへの支援を強めるよう政府に求めること。
- ⑦憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を守り、府民の暮らしのすみずみに生かすこと。